



藤

# FP NEWS

TAX & ASSET  
MANAGEMENT



(編集発行人)

ザイコム・ジャパン株式会社

代表取締役 **山村英治**

〒150-0034

東京都渋谷区代官山町17-1  
代官山アドレス・ザ・タワー1812

TEL 03-5728-8360

FAX 03-5728-8361

info@zaicom.jp

## ◆ 5月の税務と労務

5月

(皇月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

- 国 税 / 4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税 / 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税 / 9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税 / 6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税 / 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税 / 特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

地方税 / 自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日



**事業用融資での個人保証人の保護** 保証人となった者が、想定外の多額の保証債務の履行を求められ生活の破綻に追い込まれるケースが後を絶たないことから、経営者等以外の個人保証人を保護するため、民法改正により、事業用融資の保証契約に際しては公証人による意思確認手続を必要とする制度が新設され、2020年3月1日から施行されます。

# 家族信託の 活用法



相続対策における財産管理の手法として、「家族信託（民事信託）」が最近注目されてきています。平成十八年に信託法が大幅改正されて使い勝手が良くなったのですが、まだ知らない方が多いので、以下、ポイントを整理してみます。

### 1 家族信託（民事信託）

信託は、大きく商事信託と民事信託に分かれます。商事信託は、投資信託が該当

し、不特定多数の委託者から財産を信託銀行（受託者）が預かり、それを運用して受益者（＝委託者）に分配するものです。受託者は営利目的であり、信託報酬をもらって業務を行います。しかし、信託会社（信託銀行）は、通常個人の自宅を信託財産として受託したりしないので、家族信託のニーズに応えられないところがあります。

民事信託の中で家族・親族が中心となる民事信託のことを通称で「家族信託」と呼んでいます。

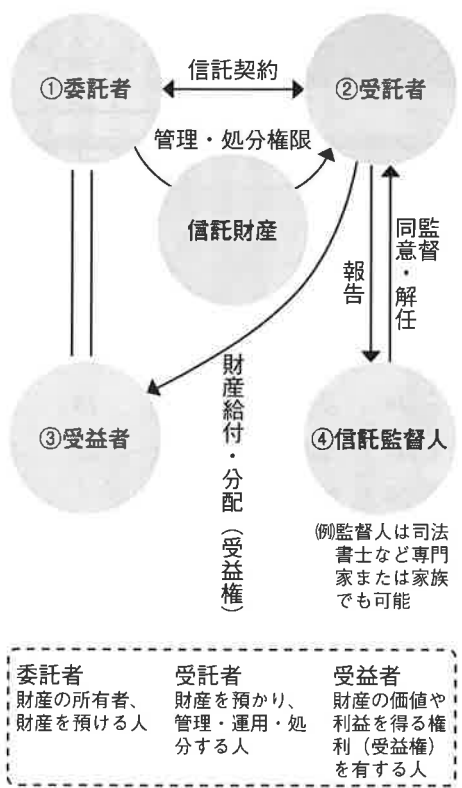
家族信託は、委託者が受託者に財産を移転し、受託者が一定の目的に従って財産を受益者（相続人等）のために管理・運用・処分するものです。基本的には非営利であり、無報酬です（契約で報酬を与えることは自由）。受託者には判断力のある個人、若しくは営利目的以外の法人がなることができます。

### 2 家族信託の必要性

次のようなものがあります。

(1) 高齢者の健康不安  
健康寿命と平均寿命の差は約十年あり、その間に認知症

図表 1 家族信託の仕組み



(2) 成年後見制度では不満  
成年後見制度は、意思判断能力が無くなった方の代わりに、裁判所が指定した家族または弁護士・司法書士などが代理として財産管理を行う制度です。

しかし、基本的に財産の現状維持を目的としますので、古くなった自宅を建て替えた、賃貸物件をより収益性の高いものに買い替えるなど自

由度の高い活用ができない。また、職業後見人又は後見監督人への報酬が必要で、本人が亡くなるまで継続的に運営コストがかかります。

### 3 家族信託の仕組み

家族信託の仕組みは図表1のようになりますが、若干補足します。

① 委託者：財産の管理・運用の指示をした人で「父母」が多いです。

② 受託者：委託財産を実際に管理・運用する人で、委託者が信頼をおいている「家族・親族」がほとんどです。

③ 受益者：信託により利益を受ける人で「子供」の場合が多いです。

④ 信託監督人：受託者がきちんと業務を行うか心配な時は、第三者を信託監督人として指定しておく、受託者の業務を監督させます。

#### 4 家族信託が適している場合の例

(1) 認知症への備え  
認知症はその予備軍を合わせると約八六二万人。高齢者人口の約四分の一になるといわれています。どの家族でもその可能性はあり、本人の判断能力が低下すると、資産が凍結されてしまうので、対策として有効。

(2) 遺言代用  
遺言書の作成と想っても厳格な基準に面倒さを感じている場合、家族信託であれば、委託者と受託者との契約で行えるので便利。

(3) 受益者連続機能  
最初の受益者（二次受益者）を自分とし、自分が亡くなった後の受益者（二次受益者）を息子、息子が亡くなった後

の受益者（三次受益者）を孫、孫が亡くなった後の受益者（四次受益者）を、まだ生まれていないひ孫というように、亡くなった後の受益者を次から次へと指定できます。このように、遺言より自由度が高く活用できます。

(4) 障害のある子への対処  
障害があつて自分では財産管理ができない子供がいる場合、親が委託者となり信託できる親戚を受託者しておくことで、障害を持った子供が受益者として守られます。

#### 5 家族信託の機能

家族信託契約は、図表2のように「委任」「成年後見制度」「遺言」の三つの機能が入っています。

#### 6 デメリット

(1) 節税対策にはならない  
信託契約は相続とは全く別の枠組みであり、相続対策として効果的ですが、節税対策にはなりません。

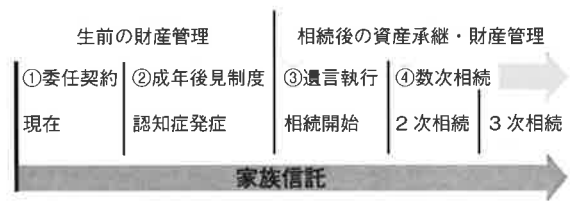
(2) 受託者を誰にするかで採める可能性がある  
家族信託は、財産を適切に管理・処分できて、かつ信頼

できる家族（親族）がいるかどうか大きなポイントになります。信託して任せたのに管理がずさんだと、相続人の中から不満の声が上がり、トラブルになる可能性があります。

#### 7 信託の税務上の取扱い

(1) 所得税  
信託においては、受益者が信託財産を保有していると考えますので、その収入も受益者に帰属します。

図表2 一般的な資産承継の対策



- ①元気なうちから本人に代わり財産の管理・処分を託す（委任契約の代用）
- ②本人の判断能力低下後における財産の管理処分を託す（後見制度の代用）
- ③本人死亡後の資産の承継先を自由に指定できる（遺言の代用）

(2) 固定資産税  
例えば、賃貸物件を持っている父親が「委託者」として長男を「受託者」とする信託契約を結び、引き続き「受益者」は父親とした場合、その家賃収入は父親のものとなり、従来どおり所得税の申告をする必要があります。

(3) 相続税  
固定資産税は、台帳課税主義のため、名義が移転した受託者が納税義務者となります。受託者は預かっている受益者の財産（信託財産）から納税額を支払うこととなります。

(4) 贈与税  
信託を行っても相続税評価額には影響がありません。

委託者と受益者が異なる場合を「他益信託」といい、贈与税がかかります。例えば、委託者は「父親」、受託者は「息子」、受益者が「母親」というケースです。この場合には、信託契約を締結した時点で父親から母親に財産権が移転したとみなされて、贈与税がかかります。

## 法人の役員に対する歩合給等を支給したとき

役員に対して支給する定期給与(その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであるもの)で、次のものは、定期同額給与として、支給する法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます。

- ① 当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの
- ② 一定の改定がされた場合における当該事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるもの

このように、損金算入の対象となる定期同額給与は、定期給与のうち当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与となります。

歩合給等はこれらの要件には当てはまら

ず、たとえ一定の算定基準に基づき、規則的に継続して支給されるものであっても、その支給額が同額でない給与は、定期同額給与には該当しません。そのため、歩合給等を支給した場合には、原則として、業績連動給与のうち一定の要件を満たすものに該当するものを除き、損金の額には算入されません。

ただし、固定給の部分と歩合給の部分とがあらかじめ明らかとなっている場合は、固定給の部分については、定期同額給与の要件を満たす限り、損金の額に算入されます。

また、歩合給等は、一般的には、使用人兼務役員に対して支給されるケースが多いものです。使用人兼務役員に支給する使用人としての職務に対する給与について歩合制を採用している場合には、不相当に高額なものに該当しない限り、損金の額に算入することができます。

## 消費税 基準期間が免税事業者であるときの課税売上高

消費税の課税事業者となるかどうかは、原則として、基準期間における課税売上高が1,000万円超であるかどうかで判定されます。基準期間が免税事業者であった場合、その課税売上高には消費税等は含まれていないこととなります。そのため、基準期間における課税売上高は、課税資産の譲渡等に伴って收受し、または收受すべき金額の全額となり、それをもとに納税義務を判定します。例えば、基準期間が免税事業者で、その基準期間の売上高が1,080万円であった場合、税抜計算をすると課税売上高は1,000万円以下となりますが、そのような計算を行った金額で判定するのではなく、あくまで課税資産の譲渡等に伴って收受し、または收受すべき金額の全額である1,080万円を判定することとなります。

したがって、この事例のケースでは、納税義務があることとなります。

### マイナンバー

## 本人に交付する源泉徴収票や支払調書への記載

税法上、本人に対して交付する義務がある源泉徴収票や支払調書等には、マイナンバー(個人番号)の記載はしません。また、給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票については、支払者の法人番号も記載しないこととされています。

なお、税法上、本人に対して交付する義務がない支払調書などの法定調書についても、支払内容の確認などのために本人に対して写しを交付するケースがあります。そのような場合は、番号法上の特定個人情報提供制限を受けることとなるため、本人及び支払者等のマイナンバーを記載することはできません。

# パート・アルバイトの雇用

パートタイムやアルバイトの労働者を雇用する際は、それらの労働者よりも労働時間や勤務日数が長い者（以下、「一般労働者」と表記します）と同様に、労働基準法その他の各種法令を踏まえ、適正な労働条件を確保していく必要があります。

今回は、主に採用時に実施すべきことについてお伝えします。

## 一 労働基準法等

次に掲げるものは一般労働者と同様に、書面の交付により明示します。

### ① 労働契約の期間

有期の契約とする場合は、期間の長さや更新の有無に注意を要します。

期間の長さは原則として三年が上限とされますが、満六十歳以上の者や厚生労働大臣が定めた一定の専門的知識等を有する者（博士の学位を有する者、公認会計士等）との労働契約は五

年を上限とし、有期の建設工事等は事業の完了に必要な期間を労働契約の期間として定めることができず。

期間の定めをする場合は「更新の有無」についてもあらかじめ明示し（自動的に更新する）「更新する場合が有り得る」「更新はしない」等）、一定の判断基準を設けて更新の可否を決める場合は、その基準（勤務成績・勤務態度・能力など）も明示をします。

なお、平成二十五年四月以降に締結した有期労働契約については、反復更新され、通算して五年を超えることとなる契約期間内に労働者が申込みをすれば、無期労働契約に転換しなければならぬルールがあります（労働契約法）。

厚生労働省が設けた「有期契約労働者の無期転換ポータルサイト」に、ルールの内容や支援策、他企業の事例などが掲載されています。これから対応を検討される事業所においては参考とされるとよいでしょう。

② 就業の場所、従事すべき業務

就業の場所や業務内容について明示をします。複数の事業所があり、異動をさせる可能性がある場合は、変更があり得ることをあらかじめ書面にて明示しておかなければなりません。

③ 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換「始業・終業の時刻」を決めるときは、法定労働時間（一日八時間、一週間四十時間）の範囲となるように定めます（変形労働時間制を採用している場合を除く）。

シフト等により労働日数や各日の労働時間が異なる場合は、想定し得る勤務に関し雇い入れ時に説明をしておきましょう。

「休日」は、少なくとも一週間に一回（または四週間に四日）の休みを法定休日として確保します。

「休暇」は、年次有給休暇や育児・介護休業等が該当します。有期契約や短時間勤務の従業員についても所定の要件を満たしたときには年次有給休暇、育児・

介護休業等を請求することができます。勤怠を管理する上司等に対し取得可能な年次有給休暇の日数を周知する等の対応を行っていきましょう。

④ 賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切・支払の時期、昇給賃金額を決定する際は、都道府県（または産業）ごとに定められた最低賃金を下回らないようにします。

なお、賃金に関連する次の三点についても書面交付により明示を要します（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律。以下「パートタイム労働法」と表記します）。

・昇給の有無  
・退職手当の有無  
・賞与の有無

⑤ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）  
定年年齢を定めるときは六十歳を下回らないようにし、また、六十五歳以下の定年を定めるときは、原則として希望者全員を六十五歳まで継続雇用する制度を作りまします。



労働者が一身上の都合による退職を考えた際には、何日前に申出をすればよいか等の退職手続きについても明示しておきましょう。

解雇事由もあらかじめ明示する必要があるですが、就業規則に詳細が書かれているときは、労働契約書や労働条件通知書には記入せず、就業規則の該当箇所を明確に示した上で就業規則を交付することも足りません。

⑥ その他  
短時間労働者を採用する場合は、前記①から⑤のほか、「雇管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」も明示をしなければなりません。この明示事項は、平成二十七年四月以降に設けられました（パートタイム労働法）。

## 二 公的保険への加入

労働保険、社会保険の取り扱いには次のとおりとされます。

① 労災保険  
労災保険は、年齢や労働契約期間の長さ、労働時間の長短に関わらず、原則として全ての労働者が対象とされます。なお、

後述する雇用保険や社会保険のような労働者ごとの資格取得や喪失の手続きはありません。業務上や通勤途中の事故が生じたときは、所定の様式に被災した者の氏名等を記載して請求手続きをすることで保険給付を受けることができます。

② 雇用保険  
次の要件を満たした者が被保険者とされます。

- ・一週間の所定労働時間が二〇時間以上であること
- ・三十一日以上以上の雇用見込みがあること

したがって、有期契約や短時間勤務の労働者であっても、要件を満たす場合は被保険者の資格取得手続を行う必要があります。

なお、昼間学生など一部の者については適用除外とされます。

### ③ 社会保険

パートタイムやアルバイトで働く労働者であっても、次のア、イのいずれにも該当する場合には被保険者となります（ここでは被保険者数五百人超による適用拡大対象事業所を除く事業所について触れています）。

## ア 労働時間

一週の所定労働時間が労働者の四分の三以上である場合（平成二十八年十月以前は「一日」の労働時間も判断要素に含まれていましたが、現行では一週の所定労働時間のみで見ることとされています）。

### イ 労働日数

一か月の所定労働日数が労働者の四分の三以上である場合  
なお、就業規則や雇用契約書等で定められた所定労働時間又は所定労働日数が四分の三基準を満たさない者が、業務の都合等により恒常的に実際の労働時間及び労働日数が四分の三基準を満たした場合は、一四分の三基準を満たした月の三月目の初日に被保険者の資格を取得します。」とされています（日本年金機構Q&Aより）。

当初の契約内容と働き方が異なっている場合は、加入対象となる点にご注意ください。

被保険者とされない者（社会保険の適用除外）として、例えば「二か月以内の期間を定めて使用される者」が定められています。

ますが、所定の期間を超えて引き続き使用される場合は、超えた日から被保険者となります。短期間の労働契約を締結し、更新を繰り返している労働者がいる場合は、加入手続き漏れが生じているケースがあるため注意を要します。

## 三 健康診断

常時使用する労働者は、原則として採用時に健康診断を実施することとされます。

有期労働契約や短時間勤務の労働者は、次のアとイのいずれの要件も満たす場合に実施義務が生じますので、対象者に漏れないようお気をつけください。

ア 期間の定めのない契約により使用される者。期間の定めのある契約により使用される者の場合は、一年以上使用されるものが予定されている者、及び更新により一年以上使用されている者。

イ 一週間の労働時間数が同じ事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の一週間所定労働時間数の四分の三以上であること。

## 特別加入者の範囲変更 (労災保険)

労災保険は、本来、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度ですが、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者には特別に任意加入することを認めています。これを「特別加入制度」といいます。

平成30年4月1日以降に特別加入者の範囲の変更があり、個人家庭に使用される家事使用人のうち、「家事支援作業」に従事する者が追加されました。

これまで、家事使用人のうち「介護作業従事者」は特別加入の対象者とされてきましたが、仕事と家庭の両立支援、女性の活躍を促進する中で家事・育児等の支援サービスの需要が増大するものと考えられ、家事支援従事者の就労条件を整備する必要が

あること等の理由から、「家事支援作業」についても対象とされました。

具体的には、「家事(炊事、洗濯、掃除、買物、児童の日常生活上の世話及び必要な保護その他家庭において日常生活を営むのに必要な行為)を代行し、又は補助する業務」を行っている者が該当します。

特別加入後は、業務上や通勤の途中に生じた疾病は、一般の労働者の場合に準じた扱いとなり、労災保険の保険給付を請求することができます。

保険料は、給付基礎日額(賃金に相当する額であり、加入時に申請し、後から変更することもできます。1日あたり3,500円から25,000円までの16段階があります)に保険料率(平成30年度は1000分の5)を乗じて求めます。

特別加入手続きは、特定作業従事者の団体(特別加入団体)を通じて行うこととなります。

特別加入制度に関する詳細は、所轄労働基準監督署が問い合わせ窓口です。

## 介護補償給付の限度額変更 (労災保険)

労災・通勤災害で介護が必要になった方には介護(補償)給付が支給されます。

平成30年4月よりこの給付の最高限度額・最低保障額が、次のとおり引き上げられました。カッコ内は改正前の額です。

- 1 「常時」介護を要する者  
最高限度額 105,290円(105,130円)  
最低保障額 57,190円(57,110円)
- 2 「随時」介護を要する者  
最高限度額 52,650円(52,570円)  
最低保障額 28,600円(28,560円)

介護を要する状態に応じて「常時介護」、「随時介護」に分けられ、親族等による介護の有無や介護の費用として支出した額に応じて、支給額を算出します。その際に、算出した額が最高限度額を上回る場合は、最高限度額が支給され、最低保障額を下回る場合は、最低保障額が支給されます。

介護(補償)給付に関する問い合わせ窓口は、労働基準監督署です。

## 氏名変更届等の省略(社会保険)

日本年金機構(以下「機構」といいます)においては、個人番号(マイナンバー)と基礎年金番号を結びつけることにより、国民の利便性向上等を図る取り組みが進められています。結びつきが済んでいる方は、平成三十年三月以降は氏名変更届や住所変更届の提出を省略することができますようになります(結びつきが済んでいない方

の情報は、平成二十九年十二月以降に事業主宛に送付された「マイナンバー等確認リスト」に表示されています。なお、機構においてマイナンバーの確認が済んでいる方は表示されています。また、該当者が不在の場合には送付されません。機構に対するマイナンバーの提供は「個人番号登録届」により行うことができます。

# 事業計画のメリットと成功しない理由

うちのような中小企業に、事業計画書なんて必要ないと言いつつ、切らぬ釘の釘も多しと思いがちです。また、事業計画書なんて作成してもその通りいかないし意味がないという経営者もいらつしやいます。しかしながら事業計画書を作成することで色々なメリットがあるので、まずは事業計画書の作成メリットを確認してみましよう。

## 1 事業計画のメリット

### (1) 目標が明確になり計画的な会社運営が可能

これは、事業計画を作成することの最大の効果だといえます。事業計画の中には、経営理念から具体的な目標数値また行動計

画までが書かれています。どちらも会社のあるべき姿を表現しています。このことをビジュアル化、数値化することで経営者自らが、計画を意識して経営にあたるため、より計画的な会社の運営が可能となるのです。

最近の傾向を見てみると、会社を設立してから数年たつて事業が軌道に乗り次のステップにいく経営者が、計画的な運営や目標数値を目指し事業計画を立案するようになるケースが多いようです。

### (2) 従業員に対して働くモチベーションを高める

会社はいうまでもなく組織として運営されています。中小企業といえども、従業員が一人でも存在していれば、それはもう立派な組織です。

組織の構成員である従業員は、当然ながら様々な価値観をもっており、ひとりひとり考え方が違っています。その価値観の違う人間がひとつの会社の目的や方向性を目指して行動するためには、組織としての目標指針が必要なのです。

中小企業の場合、その方向性や組織の性格は経営者個人の価値観が大きく反映されることとなります。経営者の存在そのものが、会社であり事業であるといつても過言ではありません。ですから、経営者の行動を見れば、その会社の向かっている方向性がわかります。

しかし、それはあくまで感覚的なものでしかありません。「社長がこのように言っているから」とか「社長がこのように行動しているから」くらいでしか理解できていないのです。このあいまいな部分を事業計画というビジュアル化、数値化されたものに落とし込むことで、社員全員に明確な会社の方向性や目標数値を示すことができるのです。会社の従業員全員が同じ方向性をもって事業に取り組

んでいる会社は、とても強い会社で成長もしていきます。

### (3) 金融機関など社外に対してのアピール

会社というものは、実は非常に抽象的なものだといえます。会社を表すものとは、一体何でしょうか？。登記簿謄本？、決算書？、経営者？、事業内容？、会社概要？、金融機関などの会社の外部の利害関係者が、その会社の状況を把握しようとする時には、いろいろな面からアプローチして会社を理解しようとなります。

定量的なデータとして会社を理解するための一番の資料は、決算書だといえます。そこには、その会社の資産・負債・資本が数字で表現され、どのくらいの収益があり、その収益を出すためにどのくらいの原価と経費をかけているのかを示しているからです。しかし、会社を理解する上で、決算書だけでは不十分だといわざるを得ないです。決算書で会社を理解するためには最も欠けている要素が、「これから会社がどうなっていくの



か」という点です。決算書は、あくまで過去の会社の数字的な歴史を表しているのに過ぎないのです。過去のデータだけでは、会社の未来像を把握することはできません。

しかし、過去データをも使用して、そこに事業の今後の取り組み方など方向性を加えて、未来像を描き出すことは、一番確実なやり方です。

つまり、過去データは事業計画を作成する上での最も信頼できる基礎データといえますし、それを反映した事業計画は外部の利害関係者に対しても会社の未来像を示すことができ、かつ説得性をもたすための一番のツールです。

## 2 失敗する事業計画

1のようなメリットがあるなら当社も事業計画は是非とも作成しなければならぬとして、作成するものの途中でうまくいかないからやめてしまい、もう二度と事業計画は作成しないという経営者もおられるでしょう。

でもよく考えてください。その事業計画には失敗している理由があるはずで、代表的な理由を以下に挙げてみました。それを改善して再度事業計画を作成してみましよう。

### (1) マンネリ化して機械的に作成している

長年、事業計画を作成している会社の場合、作成する時期も形式も毎年一緒で、どうしてもマンネリ化になってしまいがちです。

マンネリ化してしまうと、前年度の分析や反省も形式的なものととなり、取り組むべき重点課題が明確にならず、事業計画自体も機械的に作成してしまうというケースが数多く見受けられます。このような事業計画は体裁重視で内容が伴っていないことが多く、役に立たない典型例です。

### (2) 数値目標は設定されているが、重点課題・行動計画がない

数値目標だけが設定されていて、重点課題・行動計画が明確

になっていない事業計画もよく見受けられます。つまり、その数値目標を達成するためにはどのような課題があつて、それをどのようにクリアしていくのか、そのプロセスが明確になっていない事業計画なのです。

このような事業計画は、その目標数値を決める際に、その達成の可能性やプロセスを十分に検討していないので、安易な目標設定になりがちです。

その結果、「やる気があれば達成する」とか「やる気がないから達成できない」等の精神論でしか実績管理をすることができず、結果もままならないということになりがちです。

### (3) 非現実的な目標設定をしている

経営者が事業計画を作成せずまたは全く関与せず、幹部等が事業計画を作成する場合や逆にあまり検討しない経営者のみで作成する場合によく見られるケースですが、幹部等のみの場合には経営トップの意向を気にするあまり、非現実的な目標設定となってしまうことがあります

し、あまり考えない経営者の場合には夢物語の目標設定になってしまいます。

事業計画は実現可能な計画が求められます。労せず達成してしまうような目標設定は論外ですが、前年度の実績や経営環境を十分に分析したうえで現実的な目標を設定することが年度経営計画では必要です。

これには経営者の事業計画に対する理解が必要となりますし、幹部もその理解が必要となります。

### (4) 総花的・抽象的な事業計画となっている

非現実的な目標を設定した場合、どうしてもその重点課題や行動計画は総花的・抽象的になってしまいます。重点課題はやるべきことの優先順位をはっきりさせるものですし、行動計画はその手順を具体的に示すものです。

社員にとってわかりづらく、その意図が全社に浸透しないような事業計画は、「絵に描いた餅」となる可能性が高いでしょう。

## ビジネスマナー

もし下記の項目の半分以上思い当たるところがあれば、ビジネスマナーができていない会社と言えるでしょう。

- ①言葉の使い方が乱雑で、意味の通じない言葉や話し方
- ②敬語の基礎がわかっていないため、お客様や上司に対してぞんざいな言葉づかい
- ③常に仏頂面で、あいさつもろくにしない、いかにも面倒くさそうな応対
- ④お粗末なお辞儀・お客様の名前を粗末に扱う受付担当
- ⑤どのように、応接室や会議室に通してよいかかわからず、ウロウロしている社員
- ⑥応接室の配置がわからず、お客様に下座をおすすめして平気な社員
- ⑦お茶をお出しすることも満足にできない社員
- ⑧アポイントや会議の時間が守れない営業マンや社員

- ⑨応接室に通されてもマナーを知らない営業マン
- ⑩メモも取らずに電話を切って終わりの社員
- ⑪きちんと確認していないから、誰からかもわからず勧誘電話までも通す取次電話
- ⑫必要事項が明記されていない手紙やメールを送る社員
- ⑬誤字脱字が多くて上司が恥をかいしてしまう代筆の手紙やメールを送る社員
- ⑭宛を消さず「様」や「御中」も書いていない返信ハガキを出す社員  
会社の顔である社員の「接遇」がこんなありさまでは、お客様に不快な思いをさせ、会社の業績アップは到底望めないでしょう。こういう社員が、1人でもいると「腐ったみかんの方程式」ではありませんが、全体に広がり、会社の接遇対応能力が低下してしまいます。  
マナーのイロハを知らない若手社員をより良い社員に育てていくのは経営者・幹部・中堅社員の大切な仕事の一つです。

## 風薫る五月

桜の花が終わり、木々の若葉が美しい、新緑の季節を迎えました。

「風薫る五月」と言いますが、元は漢語の「薫風（くんぷう）」という、春の花のかおりを運ぶ風のことを言ったそうです。これを訓読みして和語として使ううちに、初夏の若葉の中を、風がさわやかに吹き抜けていく様子を表すようになりました。時

候の挨拶として使う「薫風の候」も五月の挨拶です。

外に出て周りを見渡すと、山々の樹木、街路樹、庭の木など、様々なところで若々しい青葉が美しく輝いています。毎日仕事でパソコンや書類と向き合っただけの目も、自然の緑で癒してはいかがでしょうか？休みの日には、郊外での森林浴も素敵ですね。

## 5月に新規事業を？

旧暦の月名には色々意味があります。

1月は睦月、2月は如月、3月は弥生、4月は卯月、5月は皐月、6月は水無月、7月は文月、8月は葉月、9月は長月、10月は神無月、11月は霜月、12月は師走です。

旧暦の5月は若い苗（早苗）を田んぼに移す田植えの季節です。「皐月」とは元は「早苗月」なのです。その「早苗月」が略されて「皐月」になったのですが、「皐」という漢字には「水田」という意味があるのです。旧暦の5月は今で言えば6月辺り。品種によって違いはあるでしょうが、今も田植えが行われている時季です。

月の名前になるほど、日本人にとってお米の元となる稲を植える作業は、とても重要なものなのです。このことから新規事業という苗を5月に植えるのもよいかもしれません。秋ごろにはその事業が実って成功することを祈願して新規事業を始めてみてはいかがでしょうか。

# HIV ウィルス

## HIVウィルスとエイズ

ヒトは、様々な細菌やウイルスから身体を守る免疫機能を持っています。そして、その免疫機能を助けるTリンパ球やCD4陽性細胞があります。ヒト免疫不全ウイルス(HIVウィルス)は、免疫機能に重要な役割を果たすTリンパ球やCD4陽性細胞に感染して、これらの細胞を破壊してしまいます。HIVウィルスが体内で増えるにつれて、免疫細胞が減少します。そうすると身体の免疫力が低下して、健康な状態ではかからない様々な病気にかかりやすくなります。代表的な23の疾患が決められていて、この疾患を発症すると後天性免疫不全症候群(エイズ)と診断されます。

## 感染から発症まで

HIVウィルスに感染するとすぐにエイズを発症するわけではありません。HIVウィルスに感染してから感染初期、無症候期を経てエイズ発症となります。

感染初期には、39～40℃の発熱といったインフルエンザに似たような症状が出ることがあります。HIVウィルスに感染してから約2週間後に発症し、数日から数週間後には治まりますが、これは人によって個人差があります。

無症候期になると、一旦ウィルスの量は減り、自覚症状もなくなります。しかし体内の免疫力は低下していきます。この無症候期の時期は個人差があり、数年から10年程度といわれています。その後、日和見感染症という本来なら自分の免疫力で抑えられるような肺炎などの病気を発症するようになります。そして、厚生労働省が定める23種の指標疾患を発症すると、エイズと診断されます。

## 治療法

エイズというと「不治の病」というイメージがありました。今でも一度HIVウィルスに感染すると、体内のHIVウィルスを完全に取り除くことはできません。しかし、現在では様々な治療薬が開発されており、体内のHIVウィルスの増殖を抑えて免疫力を維持することが可能になっています。普通の生活を送ることもでき、子どもを安全に出産することも可能です。

またエイズを発症しても、治療を進めることでHIVウィルスに感染している状態(無症候期)に戻すことができます。ただ、エイズ発症前と比べると治療は難しくなります。

## HIVウィルス感染の拡大

最初のエイズ症例が報告

されたのが1981年でした。それからHIVウィルス感染は世界中に急速に広がりました。

日本でも、ここ数年は新規のHIVウィルス感染者が毎年1,000人以上報告されています。

HIV検査を受けることは、早期発見や治療のためにも重要ですが、感染拡大を防ぐためにも重要なことです。毎年6月1日～7日を「HIV検査普及週間」として、全国各地でHIVウィルスやエイズに関する知識や理解を深めてもらう普及啓発活動や、HIV検査の利用拡大を図るために夜間や休日などにも検査を受けられるように検査体制の強化を実施しています。

## エイズ予防財団

エイズなどに関する研究や知識の普及、情報収集などを行うため、1987年にエイズ予防財団が設立されました。

エイズ予防財団の具体的な活動としては、規模の大きなキャンペーンの実施や自治体などへのパンフレットの提供などがあります。また、エイズ国際会議での情報収集や日本での取組みを紹介するなど、国際交流の推進も行っています。さらに、エイズ予防情報ネット(API-Net)を運営し、HIVウィルスやエイズに関する情報を提供しています。

## 介護保険制度

私たちは、40歳になった月から被保険者として介護保険に加入して保険料を支払います。そして、介護が必要と認定された人は、必要な介護サービスを受けることができます。この介護サービスは、支払われた保険料と税金で賄われています。介護保険制度は平成12年4月にスタートしました。

40歳以上の人は介護保険の被保険者となりますが、そのうち65歳以上の人を第1号被保険者、40歳から64歳までの人を第2号被保険者と呼びます。第1号被保険者は、寝たきりや認知症などで介護を必要とする状態(要介護状態)や、家事や身支度など日常生活に支援を必要とする状態(要支援状態)のときに、介護保険のサービスを受けることができます。

一方第2号被保険者は、特定疾病により要介護状態や要支援状態になったときに、介護保険のサービスを受けることができます。この特定疾病は、筋委縮性側索硬化症や初老期における認知症など16種類があります。

### 要介護認定の区分

要介護状態や要支援状態については、どの程度の介護サービスを行う必要があるのかを、「要支援1」「要支援2」「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」の7区分に分けています。

要介護認定を受けるため

# 介護保険



には、市町村に申請をしなければいけません。この申請は利用者本人か家族が行いますが、地域包括支援センターなどの職員が代行することもできます。申請には、主治医の意見書が必要になります。

### 介護保険サービス

介護保険で利用できるサービスには、①介護サービスの利用にかかる相談やケアプランの作成、②自宅で受けられる家事援助等のサービス、③施設などに出かけて日帰りで行うデイサービス、④施設などで生活や宿泊しながら長期間又は短期間受けられるサービス、⑤訪問・通い・宿泊を組み合わせて受けられるサービス、⑥福祉用具の利用にかかるサービスがあります。厚生労働省のホームページでは、介護保険法に基づく全25種類、53サービスについて公表されています。

## 介護保険外サービス

介護や支援が必要な人が受けられるサービスには、公的介護保険を使う介護保険サービスだけでなく、民間のサービスや地域の事業といった介護保険外のサービスがあります。

国は、住まい・医療・介護・生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めています。これは、重度な介護状態の人でも住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる社会を目指しているからです。地域包括ケアシステムの構築には、社会保険制度や公的サービスに加えて、介護保険外サービスなども充実させる必要があると考え、2016年に「保険外サービス活用ガイドブック」を策定しました。

### 混合介護

2018年度から東京都豊島区で、介護保険によるサービスと保険外のサービスを組み合わせた「混合介護」のモデル事業がスタートしています。

混合介護を導入することで、サービスの提供範囲が利用者だけではなく利用者と同居する家族にまで広がられるなどのメリットが挙げられます。しかしその一方で、サービス料金の設定が事業者側に委ねられることで、利用者が不当に高い料金を支払ったり、所得の低い人が必要なサービスを受けられなくなることが懸念されています。

## クールチョイス

政府は、2030年度の温室効果ガスの排出量を、2013年度に比べ26%削減する目標を掲げています。この目標を達成するため、3年ほど前から「COOL CHOICE」という運動を展開しています。COOL CHOICEとは、省エネや低炭素型の製品やサービスなどを選択する運動です。

環境省では、ホームページなどを通じてCOOL CHOICEを推進する様々なキャンペーンを展開しています。例えば「5つ星家電買換えキャンペーン」は、統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電へ買い換えることや、LED照明への買換え交換を呼びかける活動です。省エネ製品買換えナビゲーションの「しんきゅうさん」を使用すると、現在使っている家電製品を最新式の製品に買い換えることで電気代や二酸化炭素排出量をどれだけ削減できるかを調べることができます。

また、「できるだけ1回で受け取りませんかキャンペーン」は、宅配便の荷物の2割が再配達されていることが社会問題になっていることを踏まえて、荷物を送るときには相手に事前に伝えることや相手の受け取りやすい日時を確認してから発送すること、荷物を受け取る人は宅配事業者などの受取サービスを利用することや、営業所やコンビニでの受け取りを利用することが紹介されています。

平成28年に政府が行った「地球温暖化対策に関する世論調査」によると、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に関心がある人は全体の87.2%でした。これは平成19年の調査に比べて約5ポイント減少しています。また、COOL CHOICEについての認知度の調査では、「知っている」と答えた人は全体の30%を割り込んでいました。内容まで知っている人は全体の約5%にとどまっており、COOL CHOICEについての認知度は、まだまだ低いようです。

## 色彩検定

「色」に関する幅広い知識や技能を問い、色彩活用能力を証明する「色彩検定」があります。色彩検定は一九九〇年に始まり、延べ二〇万人を超える方が受験しています。感性だけにやるものと見られていた色について、知識や技能を理論的かつ系統的に学ぶことができることから、デザイナー関係の人だけではなく、販売や事務職といっ

た一般的な職種の人たちまで、幅広く受け入れられています。色のスペシャリストはカラーコーディネーターと呼ばれることがありますが、これは国家ライセンスではありません。一方、色彩検定は文部科学省後援の検定試験です。色彩検定は一級から三級まであり、三級と二級は六月と十一月に実施されます。また一級は、十一月に一次試験が、十二月に二次試験があります。

## 個人間送金

近年、「個人間送金」が注目を集めています。背景には、パソコンやスマートフォンの普及と、オンラインサービスやモバイルアプリの登場があるようです。

個人間送金は、従来からある銀行窓口やATM、インターネットバンキングによる送金とは異なります。各個人がインターネット上にオンライン専用の口座アカウントを持ち、その口座間で送金をやり取りする仕組みです。この仕組みによって、お金の貸し借りやレストランなどでの割り勘といった、従来は現金で行われていたことがスマートフォンを操作するだけでできてしまうそうです。

アメリカでは「Venmo」というアプリが、若者を中心に爆発的に普及しているそうです。

日本でもカード決済や電子マネーが普及していることから、今後は個人間送金も普及する可能性があると思われます。